

財政の健全化判断比率と 公営企業の経営健全化判断比率

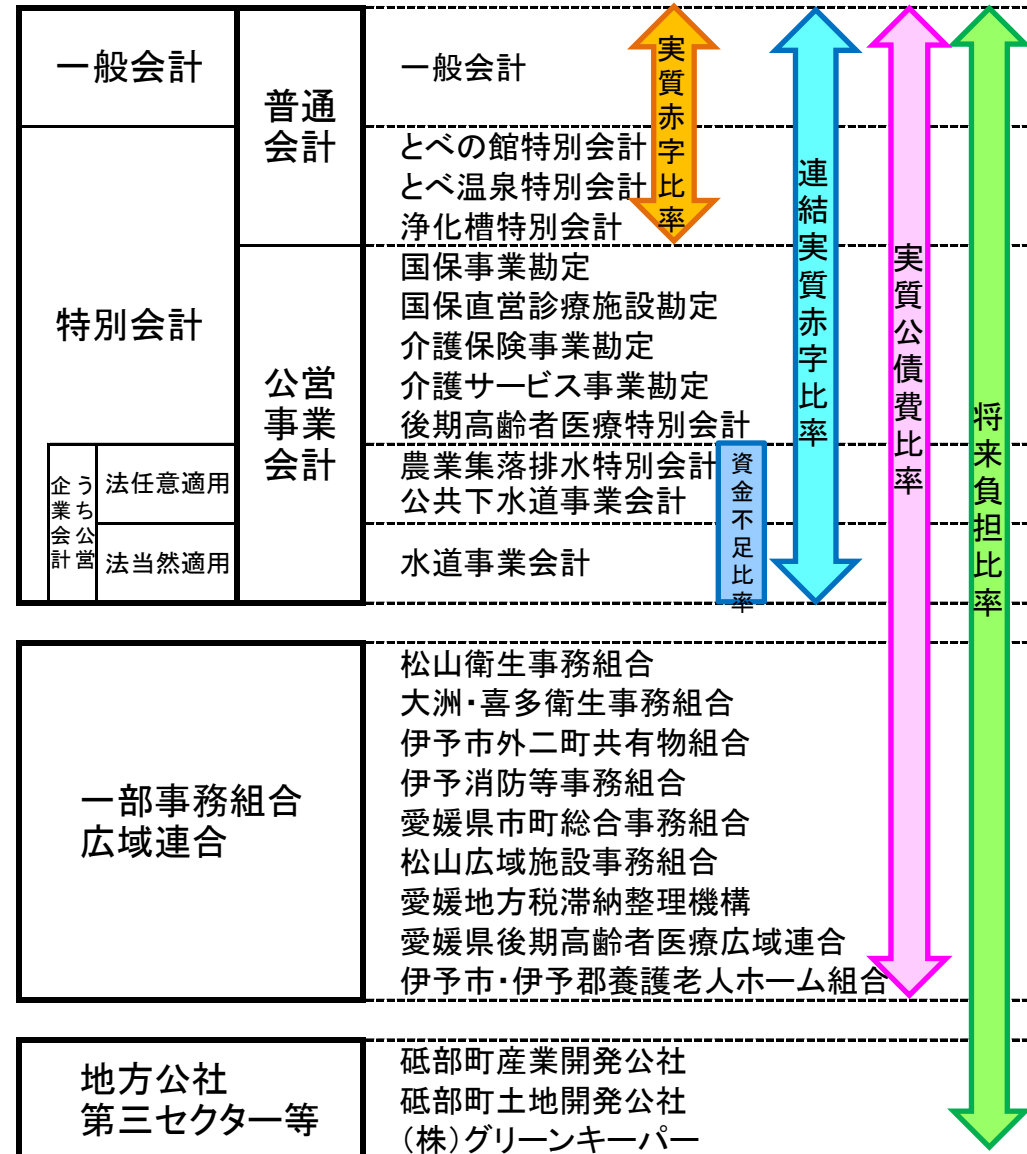
第1 財政健全化法の概要

1 健全化判断指標と会計の対象範囲

財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

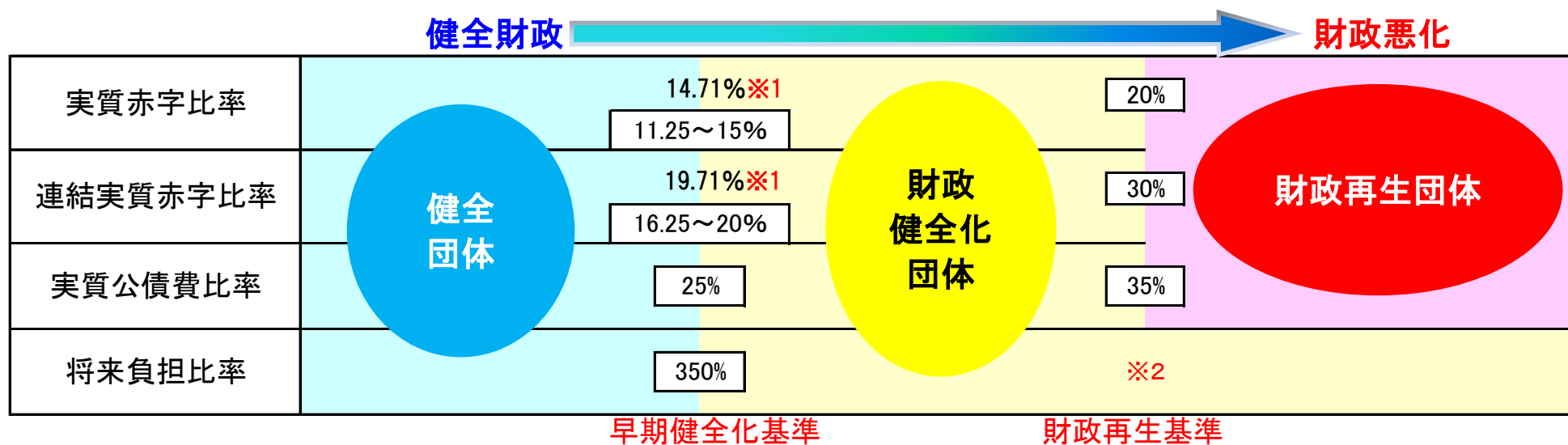
指標	内容
実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
公営企業の経営健全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

*正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法第94号)」という。



2 判断基準と基準超過団体、及び議会や監査委員との関係

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の二つがある。



公営企業会計の経営健全化基準

資金不足比率	健全団体 20%	経営健全化団体
--------	----------	---------

※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なり、数値は令和2年度のもの。
 ※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

- 財政健全化団体になると→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
- 財政再生団体になると→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
 →税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
 →総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
- 公営企業が経営健全化団体になると→経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。
- 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。(法第3条、第22条関係)
- 財政健全化計画、財政再生計画を策定した際は、議会が議決し、住民に公表する。(法第5条、第9条関係)
- 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査*を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

第2 砥部町の状況

1 決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

一般会計等の経営健全化判断比率

	砥部町					健全化判断基準		備考
	H28	H29	H30	R1	R2	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	-	-	-	14.71%	20%	10億7,570万2千円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.71%	30%	21億3,216万4千円の黒字
実質公債費比率	1.4%	1.5%	1.7%	2.0%	2.0%	25%	35%	
将来負担比率	-	16.3%	20.4%	44.4%	48.6%	350%		

※「-」は、該当が無いことを表している。

公営企業会計の資金不足比率

	経営健全化判断比率	備考(砥部町の状況)
公共下水道事業会計	資金不足比率20%	3億1,118万6千円の剰余金
農業集落排水特別会計		6万8千円の剰余金
水道事業会計		3億4,396万8千円の剰余金

公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。
すべての会計で剰余金が出ているため、実質赤字は該当なし。

- 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、普通会計は**10億7,570万2千円**の黒字、町全体の会計を連結した収支でも、**21億3,216万4千円**の黒字となり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、**2.0%**で、前年度(2.0%)と比較すると**増減なし**。
 - 個別算定経費の補正係数の増加による基準財政需要額の増加により普通交付税が増加したが、平成28年度借入の臨時財政対策債及び平成26年度借入の上水道一般会計出資債の据置期間終了による元金償還開始により元利償還金が増加したため、実質公債費比率は、単年度では0.4ポイント増加したが、3か年平均では増減なしであった。
* P5「総括表③」参照。
- 将来負担比率は、**48.6%**で、前年度(44.4%)と比較すると**4.2ポイント**上昇した。
 - 充当可能基金等の将来負担額から控除すべき充当可能財源等が**1億8,401万3千円**減少し、また、防災行政無線更新整備事業、麻生小学校校舎等大規模改修事業等の実施による地方債現在高の増加により、将来負担額も、**1億2,800万8千円**増加したため、4.2ポイント上昇している。
* P7「総括表④」参照。

2 実質公債費比率 総括表③

単位：千円

実質公債費比率の算定式

$$= \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

	A 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)		B 地方債の元利償還金に準ずるもの			C 元利償還金等に充てられる特定財源		D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	
30年度	558,097		117,915	34,091	1,881	16,044	618,309		
元年度	572,769		118,906	32,143	2,000	15,861	615,839		
2年度	582,176		119,672	33,876	2,273	13,671	606,880		

※公営住宅使用料

	E 標準財政規模 (標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額)		D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	
30年度	2,474,611 + 2,404,799 + 291,815	5,171,225	618,309	
元年度	2,537,032 + 2,475,089 + 226,615	5,238,736	615,839	
2年度	2,587,320 + 2,644,622 + 236,016	5,467,958	606,880	

30年度	77,631
元年度	94,118
2年度	117,446

≪結果≫

	(%)
30年度	1.70508
元年度	2.03591
2年度	2.41605
実質公債費比率	2.0

■分子

- ・A+B … 元利償還金と準元利償還金の合計
- ・C+D … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計
→ 特定財源：起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
→ 交付税措置された地方債：地方債の償還については、普通交付税として国から措置されるものもある。
- ・(A+B)-(C+D) … 実質的な元利償還金
→ 特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出する。

■分母

- 標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

30年度	4,552,916
元年度	4,622,897
2年度	4,861,078

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

- ・ 公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金→下記「3②表」より
- ・ 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金→一部事務組合等からの提出資料より
- ・ 公債費に準ずる債務負担行為→債務負担行為の状況調べより

※企業会計で債務負担行為を起こすことがあるが、一般会計等からの繰出金を充当しない場合は対象外となっている。

<3②表> 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

(単位:千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金		
		30年度	元年度	2年度
砥部町	水道事業会計	2,156	2,995	4,706
	公共下水道事業会計	100,331	103,316	102,370
	農業集落排水特別会計	15,428	12,595	12,596
	介護保険特別会計(サービス)			
	介護保険特別会計(事業勘定)			
	国民健康保険(事業勘定)			
	国民健康保険(施設勘定)			
	後期高齢者特別会計			
	合計※	117,915	118,906	119,672

P5「総括表③」の
Bの額へ転記

3 将来負担比率 総括表④

総括表④ 将来負担比率の状況

団体名 **愛媛県砥部町**

将来負担額	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	連結実質赤字額			組合等連結実質赤字額負担見込額
							地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	
	9,956,407	0	3,246,202	255,684	473,765	0	0	0	0	0
(分母比)	205		67	5	10					

充当可能財源等			
充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
			将来負担額 = 13,932,058 千円
2,198,170	111,847	0	9,255,313
(分母比) 45	2		190

将来負担額 A	13,932,058	287	—	充当可能財源等 B	11,565,330	238	A - B	2,366,728	49	将来負担比率 (%)
標準財政規模 C	5,467,958	113	—	算入公債費等の額 D	606,880	13	C - D	4,861,078	100	

$$\frac{2,366,728}{4,861,078} = 48.6\%$$

- ・地方債残高は、前年度より3億5,647万1千円増加
- ・充当可能基金は、前年度より1億3,269万8千円減少

A:将来負担額

ア 一般会計の地方債残高 99億5,640万7千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 0円

→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)

ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→地方債残高 54億1,475万円※1、うち将来負担額 32億4,620万2千円

エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→地方債残高 32億5,072万1千円※2、うち将来負担額 2億5,568万4千円

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員198人が退職した場合の退職手当は、10億9,622万4千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億2,245万9千円を控除した4億7,376万5千円が将来負担額となる。

カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、砥部町土地開発公社、砥部町産業開発公社、(株)グリーンキーパーであるが、見込額なし

キ 連結実質赤字なし

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

※1 企業会計決算書より	
農業集落排水特別会計	116,139千円
公共下水道事業会計	3,759,171千円
水道事業会計	1,539,440千円
企業会計 計	5,414,750千円

※2 一部事務組合等報告より	
伊予市・伊予郡特別養護老人ホーム組合	141,715千円
伊予消防等事務組合	470,806千円
松山衛生事務組合	2,560,000千円
大洲・喜多衛生事務組合	78,200千円
一部事務組合 計	3,250,721千円

B: 充当可能基金

団体名 **愛媛県砥部町**

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位:千円)

基金名	基金計(1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	国債・地方債 ・政府保証債 等(4)		その他(6)	充当可能基金 (9)		(構成比)
			うち要返還額(3)	うち要返還額(5)		うち貸付金(7)	うち不動産(8)	
財政調整基金	855,978	855,978					855,978	38.9
減債基金	0	0					0	0.0
ふるさと創生基金	248,373	248,373					248,373	11.3
福祉基金	2,769	2,769					2,769	0.1
とべの館運営基金	63,046	63,046					63,046	2.9
とべ温泉運営基金	1	1					1	0.0
奨学基金	30,817	18,275			12,542	12,542	18,275	0.8
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542					20,542	0.9
浄化槽保守点検事業運営基金	37,919	37,919					37,919	1.7
浄化槽町有施設管理基金	111,821	111,821					111,821	5.1
高齢者保健福祉基金	299,587	299,587					299,587	13.6
国民健康保険財政調整基金	0	0					0	0.0
介護保険事業運営基金	218,483	218,483					218,483	9.9
坂村真民記念基金	6,136	6,136					6,136	0.3
公共施設更新準備基金	241,158	241,158					241,158	11.0
災害対策基金	74,082	74,082					74,082	3.4
小計	2,210,712	2,198,170	0	0	12,542	12,542	2,198,170	100

貸付部分は控除

B: 充当可能基金
※P7「総括表④」のBの額へ

(分母比)

C:特定財源見込額

4⑨C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③

団体名 **愛媛県砥部町**

6 その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

(単位:千円)

その他特定の歳入の名称(1)	種類	地方債の現在高等(2)	充当が確実である額(3)	平成30年度			令和元年度			令和2年度			平均充当率(4)	充当見込上限額(5)	充当見込額(6)		
				充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率					
		0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	0			
				特定歳入の概要													
		合計	0													合計	0

総括表(特定の歳入見込額)

(単位:千円)

1 国庫支出金等	2 転貸債に係る償還金	3 公営住宅の賃貸料等	4 都市計画税収	5 土地開発公社に対する貸付金の償還金	6 その他特定の歳入	特定の歳入見込額(合計)
0	0	111,847	0	0	0	111,847

(分母比) 2.0 2.0

地方債の償還に充てられる公営住宅賃貸料
算定は公営住宅建設に充当した起債の残額に過去3年間の家賃の平均充当率を乗じて算出する。

C:特定財源見込額
※P7「総括表④」のCの額へ

D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表(市町村分)

(単位:千円)

費目	測定単位	算入見込額
1 消 防 費	人 口	4,973
2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 延 長	
3 (1) 港 湾 費 (港 湾)	外 郭 施 設 の 延 長	
	(2) 港 湾 費 (漁 港)	外 郭 施 設 の 延 長
4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 人	
5 公 園 費	人 口	
6 下 水 道 費	人 口	1,100,419
7 そ の 他 の 土 木 費	人 口	
8 小 学 校 費	学 級 数	124,621
9 中 学 校 費	学 級 数	10,323
10 高 等 学 校 費	生 徒 数	
11 社 会 福 祉 費	人 口	178,920
12 保 健 衛 生 費	人 口	166,939
13 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6 5 歳 以 上 人 口	
14 清 掃 費	人 口	56,704
15 農 業 行 政 費	農 家 数	
16 林 野 水 産 行 政 費	林 水 業 従 業 者 数	
17 (1) 地 域 振 興 費	人 口	43,442
	(2) 地 域 振 興 費	面 積
18 公 債 費		7,568,972
合 計		9,255,313

(公債費内訳)

19	(1) 災害復旧費	152,799
	(2) 辺地対策事業債償還費	
	(3) 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)	
	(4) 補正予算債償還費(平成13年度以降同意(許可)債に係るもの)	58,185
	(5) 地方税減収補填債償還費	18,600
	(6) 財源対策債償還費	43,488
	(7) 減税補填債償還費	30,227
	(8) 臨時財政対策債償還費	3,890,164
	(9) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	260,739
	(10) 国土強靱化施策債償還費	
	(11) 地域改善対策特定事業債等償還費	
	(12) 過疎対策事業債償還費	245,006
	(13) 公害防止事業債償還費	
	(14) 石油コンビナート等債償還費	
	(15) 地震対策緊急整備事業債償還費	
	(16) 合併特例債償還費	2,869,764
	(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	
公 債 費 計		7,568,972

D:基準財政需要額算入見込地方債
※P7「総括表④」のDの額へ

4 会計ごとの実質収支と資金剰余金

決算に基づく実質収支と資金剰余金

(単位:千円)

一般会計		普通会計	実質収支	一般会計	1,043,634	実質赤字比率 ↑ ↓ 1,075,702	連結実質赤字比率 ↑ ↓ 2,132,164
特別会計	とべの館特別会計 とべ温泉特別会計 浄化槽特別会計			普通会計の計	とべの館特別会計		
		とべ温泉特別会計	1,020				
		浄化槽特別会計	23,971				
	うち公営企業会計 法任意適用 法当然適用	公営事業会計	資金不足・剰余金	国保特会(事業勘定)	331,373		
				国保特会(直営診療施設勘定)	67		
介護特会(保険事業勘定)				56,801			
介護特会(サービス事業勘定)				0			
後期高齢者医療特別会計				12,999			
			農業集落排水特別会計	68			
			公共下水道事業会計	311,186			
			水道事業会計	343,968			
				合計			2,132,164

※「△」の場合が、赤字または資金不足

第3 県下の状況

県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。

